

県民の皆様へ

先週5月23日（月）の対策本部会議において、県民の皆様への自粛要請については、段階的に緩和することを決定し、まずは、中国地方及び四国地方との往来自粛、そして、飲食店等の利用についても、人数と時間の制限を緩和しました。

その後、10日ほど経過しましたが、県内の感染状況は、幸い大きく改善しています。また、全国の感染状況も減少傾向にあります。

こうした県内の感染状況と、全国の感染状況等を踏まえ、「島根県の対応」に基づいて、県民及び事業者の皆様へ、お願いをさせていただきます。

要請の期間は、令和4年6月3日から当面の間とします。

主要事項について申し上げます。

1. 都道府県をまたぐ移動

これまでは、中国地方・四国地方以外のエリアにつきましては、往来自粛の要請をしておりましたが、これらを全て解除して要請する地域はなし、と変更します。

今後は、帰省や旅行等、都道府県をまたぐ移動については、行き先の都道府県の要請を確認していただいた上で、「三つの密」の回避を含め、基本的な感染防止対策を徹底した上で行ってください。ただし、発熱等の症状がある場合は、引き続き、移動は、控えてください。

なお、感染リスクの高い自宅・個人宅においては、マスクを外して過ごす場面が多いことから、県外のご家族やご親戚などが県内の自宅に滞在される場合や、県民の皆様が県外の個人宅等に滞在される場合は、自宅や個人宅等でも家庭でできる感染防止対策を徹底していただくようお願いします。

2. 飲食店等の利用

飲食店等の利用についても、次のとおり、さらに緩和します。

(1) 県内全ての地域で、上限の人数を16人以下とします。

ただし、次の条件を全て満たす場合は、この人数制限は適用しません。

ア. 同一テーブルの真正面の席との間にアクリル板等を設置し、隣席との対人距離を1 m以上確保、またはアクリル板等を設置している。

イ. テーブルが別であっても対人距離を1 m以上確保、またはアクリル板等を設置している。

ウ. 一つのテーブルを6人以下で利用する。

エ. テーブル間の移動をしないこと。

また、この人数制限については、自宅で食事をされている関係にある同居家族等が飲食店等を利用する場合は、適用除外とします。

(2) これまで県外の方との飲食は、中国地方・四国地方の方を除き控えていただくようお願いしてきましたが、往来自粛要請を終了することに伴いまして、他のエリアについても解除します。

3. 感染状況を踏まえた見直し

今後の感染の状況によって、飲食店等の利用の制限を含め、また、県外往来を含めて、感染が拡大すれば厳しくする方向に、感染が落ち着く状況が続けば緩和する方向に適宜、見直していきたいと考えています。

県としましては、県内と全国の感染状況を注視し、国や他の都道府県、市町村、医療機関等と十分に連携しながら、感染拡大防止、医療提供体制の確保、ワクチンの追加接種等の円滑な推進、経済の回復などに向け全力で取り組んでいく考えでありますので、引き続き、県民の皆様のご理解とご協力を、よろしく申し上げます。

令和4年6月3日

島根県知事 丸山達也